

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例(28) ..... 2
- 世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例(29) ..... 4
- 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例(30) ..... 5
- 世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例(31) ..... 5
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(32) ..... 5
- 世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(33) ..... 5

### 規 則

- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則(80) ..... 5
- 世田谷区学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則(81) ..... 5
- 世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則(82) ..... 5
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(83) ..... 5
- 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を廃止する規則(84) ..... 6
- 世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則(85) ..... 6
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則(86) ..... 6
- 世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(87) ..... 10

### 告 示

- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(421) ..... 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(422) ..... 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(423) ..... 15
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(424) ..... 15
- 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(425) ..... 15
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(426) ..... 15
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の

- 更の告示(427) ..... 15
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(428) ..... 16
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(429) ..... 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(430) ..... 16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(431) ..... 16
- 建築基準法に基づく道路指定の告示(432) ..... 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(433) ..... 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(434) ..... 16
- 令和2年第2回世田谷区議会定例会招集の告示(435) ..... 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(436) ..... 16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(437) ..... 16
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める区道指定の告示(438) ..... 17
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める区道指定の告示(439) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(440) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(441) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(442) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(443) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(444) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(445) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(446) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(447) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(448) ..... 18
- 世田谷区立太子堂区民センターの供用中止の告示(449) ..... 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(450) ..... 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(451) ..... 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用廃止の告示(452) ..... 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(453) ..... 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(454) ..... 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示(455) ..... 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(456) ..... 18

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(457) ..... 19
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(458) ..... 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(459) ..... 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(460) ..... 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(461) ..... 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(462) ..... 19
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路指定の告示(463) ..... 19
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路指定の告示(464) ..... 19
- 地方自治法及び世田谷区財政状況の公表に関する条例に基づく財政状況の公表(465) ..... 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(466) ..... 20
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(467) ..... 20
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(468) ..... 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(469) ..... 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(470) ..... 21
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(471) ..... 21
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(472) ..... 21
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(473) ..... 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(474) ..... 21
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(475) ..... 21
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(476) ..... 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(477) ..... 22
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示(478) ..... 22
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示(479) ..... 22
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(480) ..... 22
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(481) ..... 22
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(482) ..... 22
- 地方自治法に基づく予算の公表

(483) .....22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (484) .....22	○公職選挙法に基づく令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者選任の告示 (15) .....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (485) .....22	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (486) .....22	○公職選挙法に基づく令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者選任の告示 (16) .....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (487) .....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (488) .....23	○公職選挙法に基づく令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における開票の場所及び日時 of 告示 (17) .....28
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (489) .....23	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (490) .....23	○公職選挙法に基づく令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者選任の告示 (18) .....28
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (491) .....23	○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める区道指定の告示 (492) .....23	○公職選挙法に基づく令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における世田谷区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時 of 告示 (19) .....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (493) .....23	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (494) .....23	○令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における期日前投票所における投票管理者の一部を変更する告示 (20) .....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (496) .....23	○建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (495) .....23	○令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における投票管理者の一部を変更する告示 (21) .....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (497) .....24	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (498) .....24	<b>告 示 (農)</b>
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (499) .....24	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (500) .....24	○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (6) .....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (501) .....24	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (502) .....24	<b>告 示 (監)</b>
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (503) .....24	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (504) .....24	○地方自治法に基づく令和元年度財政援助団体等監査に係る措置結果公表の告示 (5) .....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (505) .....24	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (506) .....25	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (507) .....25	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (508) .....25	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (509) .....25	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (510) .....25	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (511) .....25	○地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示 (511) .....25	
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (512) .....25	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (513) .....25	
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (514) .....25	
	<b>公 告</b>	
	○建築基準法に基づく建築協定認可の公告 (36) .....26	
	○世田谷区個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の実施状況公表の公告 (37) .....26	
	○世田谷区情報公開条例に基づく情報公開制度の実施状況公表の公告 (38) .....26	
	○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧等の公告 (39) .....27	
	○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧等の公告 (40) .....27	
	○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧等の公告 (41) .....27	
	○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧等の公告 (42) .....27	
	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (43) .....27	
	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (44) .....27	
	<b>告 示 (選)</b>	
	○公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示 (7) .....27	
	○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和2年6月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (8) .....27	
	○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (9) .....27	
	○公職選挙法に基づく令和2年7月5日執行の東京都知事選挙におけるポスター掲示場設置の告示 (10) .....28	
	○公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示 (11) .....28	
	○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和2年6月17日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (12) .....28	
	○公職選挙法に基づく令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における各投票区の投票所を定める告示 (13) .....28	
	○公職選挙法に基づく令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における期日前投票所を定める告示 (14) .....28	

条 例

次に掲げる条例を公布する。  
令和2年6月23日  
世田谷区長 保 坂 展 人

**世田谷区条例第28号**  
世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

**世田谷区条例第29号**  
世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例

**世田谷区条例第30号**  
世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例

**世田谷区条例第31号**  
世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例

**世田谷区条例第32号**  
世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

**世田谷区条例第33号**  
世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例  
世田谷区手数料条例 (平成12年3月世田谷区条例第3号) の一部を次のように改正

<p>する。 別表第1の7の3の項を削り、同表の7の4の項中「省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等</p>	<p>に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）」に改め、同項を同表の7の3の項とし、同表の68の</p>	<p>6の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表の136の項を次のように改める。</p>		
<p>136</p>	<p>東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）第8条、第15条、第16条及び第30条の規定に基づく広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>屋外広告物許可申請手数料</p>	<p>1 広告塔 面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円</p> <p>2 広告板 面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円</p> <p>3 プロジェクションマッピング (1) 面積が1,000平方メートル以内のもの 面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円 (2) 面積が1,000平方メートルを超えるもの 644,000円</p> <p>4 小型広告板 1枚につき 400円</p> <p>5 はり紙・はり札等 50枚までごとにつき 2,250円</p> <p>6 広告旗 1本につき 450円</p> <p>7 立看板等 1枚につき 450円</p> <p>8 電柱又は街路灯柱の利用広告 1枚につき 310円</p> <p>9 標識利用広告 1枚につき 210円</p> <p>10 宣伝車 1台につき 4,950円</p> <p>11 バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの 1枚につき 610円</p> <p>12 前記以外の車体利用広告 1台につき 1,950円</p> <p>13 アドバルーン 1個につき 2,850円</p> <p>14 広告幕 1張につき 990円</p> <p>15 アーチ 1基につき 10,630円</p>	<p>許可申請のとき。</p>

		16 裝飾街路灯 1基につき	5,010円
		17 店頭装飾 1基につき	19,800円

別表第1の138の項中「第19条の10の5第11項第1号ロ」を「第19条の10の5第12項第1号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の136の項の改正規定は令和2年7月1日から、同表の68の6の項の改正規定は同年9月1日から施行する。

世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例

(世田谷区特別区税条例の一部改正)

第1条 世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第17条中「同条第1項及び第3項から第12項まで」を「同条第1項及び第3項から第11項まで」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「同条第2項、第7項及び第12項」を「同条第2項、第6項及び第11項」に改める。

第23条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第24条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第24条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第49条第2項に次のただし書を加える。  
ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第49条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第51条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は

第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第51条の3第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第51条の3第1項中「第51条第2項」を「第51条第3項」に改める。

付則第2条の2中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合( )に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

付則第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

付則第10条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

付則第11条第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第34条から第35条の2まで」を「第34条から第35条の3まで」に改める。

付則第14条の3の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則に次の3条を加える。  
(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第17条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。  
(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第18条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者が

その放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第20条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第19条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 世田谷区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第49条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

(世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例(令和元年6月世田谷区条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中世田谷区特別区税条例第10条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。  
(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除  
附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中世田谷区特別区税条例第49条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第4条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中世田谷区特別区税条例第10条第1項第2号、第17条及び第23条第1項ただし書の改正規定並びに同条例付則第2条の2、第10条第1項及び第11条第3項の改正規定並びに同条例付則に3条を加える改正規定(第17条に係る部分を除く。)並びに次条、附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条の規定及び附則第5条の規定 令和3年10月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の世田谷区特別区税条例(以下「新条例」という。)付則第2条の2の規定は、前条第

2号に定める日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(区民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の区民税(新条例第9条に規定する区民税をいう。以下同じ。)に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和元年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第17条及び第23条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和2年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。))又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第9条第1号に掲げる者に係るものを除く。とする。

4 新条例第24条の2第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。

(特別区たばこ税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第1号に定める日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

第5条 附則第1条第3号に定める日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

---

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例

世田谷区出張所設置条例(昭和40年3月世田谷区条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2世田谷区若林まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区若林三丁目34番1号」を「東京都世田谷区若林一丁目34番2号」に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

---

世田谷区印鑑条例の一部を改正する

条例

世田谷区印鑑条例(昭和50年3月世田谷区条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第2号中「成年被後見人」の次に「であって、印鑑の登録の申請時にその者の法定代理人の同行がないもの」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

---

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1区長の部に次のように加える。

19 区立保育園等における給食費に関する事務であって規則で定めるもの	
23 区立保育園等における給食費に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第2区長の部に次のように加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

---

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月世田谷区条例第39号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

---

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和2年6月15日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第80号

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第81号

世田谷区学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

---

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部砧総合支所副支所長の款世田谷区成城まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区成城六丁目2番1号」を「東京都世田谷区成城六丁目3番10号」に

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

---

世田谷区学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区学童クラブ条例施行規則(平成25年2月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第5号様式」の次に「。以下「減免申請書」という。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、減免申請書を提出する必要がないと区長が認めるときは、当該減免申請書の提出を省略することができる。

第10条第3項中「とき」の次に「(同項ただし書の規定により減免申請書を提出する必要がないと認めたとときを含む。)」を加え、「その可否を決定し、前項」を「利用料の減額又は免除の可否を決定し、同項」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区学童クラブ条例施行規則の規定は、令和2年4月以後の月分の利用料の減額又は免除について適用し、同月前の月分の利用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

---

次に掲げる規則を公布する。

令和2年6月23日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第82号

世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第83号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

---

世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区印鑑条例施行規則(昭和50年7月世田谷区規則第65号)の一部を次のように改正する。

第8条中「印鑑登録証」の次に「(以下「印鑑登録証」という。))」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(成年被後見人への印鑑登録証の交付)

第8条の2 区長は、印鑑登録証を成年被後見人(条例第6条の規定により印鑑の登録を受けた成年被後見人をいう。)に交付しようとするときは、その法定代理人を同行させなければならない。ただし、第10条の規定により印鑑登録証を交付しようとするときは、この限りでない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

---

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区行政手続における特定の個人を

# 世田谷区公報

識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年10月世田谷区規則第80号）の一部を次のように改正する。  
別表第1 条例別表第1 区長の部18の項の部に次のように加える。

条例別表第1 区長の部19の項	1 区立保育園等における給食費に関する申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
-----------------	---

別表第2 に次のように加える。

条例別表第2 区長の部23の款	1 区立保育園等における給食費に関する申請に係る事実についての審査に関する事務	1 当該申請を行う者又はその者と同一世帯に属する者に係る市区町村民税に関する情報
-----------------	---	--

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和2年6月30日

世田谷区長 保坂展人

**世田谷区規則第84号**

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を廃止する規則

**世田谷区規則第85号**

世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第86号**

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第87号**

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を廃止する規則

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（令和2年2月世田谷区規則第9号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則（平成18年3月世田谷区規則第69号）の一部を次のように改正する。

第21号様式を次のように改める。

様式省略

第22号様式中「男・女」を削り、

電話 ( )

」を 電話番号

に改める。

( )

第24号様式を次のように改める。  
様式省略  
第26号様式を次のように改める。  
様式省略  
第30号様式を次のように改める。  
様式省略

**附 則**

- 規則は、令和2年7月1日から施行する。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第24号様式による用紙を用いて作成され、交付されている自立支援医療受給者証（更生医療）は、この規則による改正後の第24号様式による用紙を用いて作成され、交付された自立支援医療受給者証（更生医療）とみなす。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の第21号様式、第26号様式及び第30号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則  
世田谷区児童福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月世田谷区規則第33号）の一部を次のように改正する。  
別表第1 備考以外の部分を次のように改める。

**別表第1（第9条関係）**

本人の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）				
階層	定義	母子生活支援施設及び法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び小規模住居型児童養育事業		里親	助産施設
			入所	入所以外		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き当該年度分の均等割のみ課税世帯	2,200円	4,500円	2,200円	4,500円	4,500円
D 1	A階層 当該年度分の	3,300円	6,600円	3,300円	6,600円	6,600円

世田谷区公報

令和2年7月20日 (第712号)

	及びC階層を除き当該年度分の区市町村民税課税世帯	所得割額が9,000円以下の世帯					
D 2の1		当該年度分の所得割額が9,001円以上19,000円以下の世帯	4,500円	9,000円	4,500円	9,000円	9,000円
D 2の2		当該年度分の所得割額が19,001円以上27,000円以下の世帯					
D 3		当該年度分の所得割額が27,001円以上57,000円以下の世帯	6,700円	13,500円	6,700円	13,500円	
D 4		当該年度分の所得割額が57,001円以上93,000円以下の世帯	9,300円	18,700円	9,300円	18,700円	
D 5		当該年度分の所得割額が93,001円以上177,300円以下の世帯	14,500円	29,000円	14,500円	29,000円	
D 6		当該年度分の所得割額が177,301円以上258,100円以下の世帯	20,600円	41,200円	20,600円	41,200円	
D 7		当該年度分の所得割額が258,101円以上348,100円以下の世帯	27,100円	54,200円	27,100円	54,200円	
D 8		当該年度分の所得割額が348,101円以上456,100円以下の世帯	34,300円	68,700円	34,300円	68,700円	
D 9		当該年度分の所得割額が456,101円以上583,200円以下の世帯	42,500円	85,000円	42,500円	85,000円	
D 10		当該年度分の所得割額が583,201円以上704,000円以下の世帯	51,400円	102,900円	51,400円	102,900円	
D 11		当該年度分の所得割額が704,001円以上852,000円以下の世帯	61,200円	122,500円	61,200円	122,500円	
D 12		当該年度分の	71,900円	143,800円	71,900円	143,800円	

	所得割額が85,200円以上1,044,000円以下の世帯					
D13	当該年度分の所得割額が1,044,001円以上1,225,500円以下の世帯	83,300円	166,600円	83,300円	166,600円	
D14	当該年度分の所得割額が1,225,501円以上1,426,500円以下の世帯	95,600円	191,200円	95,600円	191,200円	
D15	当該年度分の所得割額が1,426,501円以上の世帯	255,300円	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額	

別表第1備考1第2号を削り、同表備考1第3号を同表備考1第2号とし、同表備考1第4号中「徴収金算定所得割額」を「所得割額」に改め、「から同法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（以下この号及び備考7において「扶養親族」という。）のうち16歳未満である者の数に330,000円を乗じて得た額と扶養親族のうち16歳以上19歳未満である者の数に120,000円を乗じて得た額とを合算した額に世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）第18条第1項に規定する税率を乗じて得た額を減じた額」を削り、同号を同表備考1第3号とし、同表備考2中「徴収金算定所得割額」を「所得割額」に改め、同表中備考6を削り、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 法第22条第1項の規定に基づき助産施設に入所した者、法第23条第1項の規定に基づき母子生活支援施設に入所した者及び法第26条第1項、第27条第1項及び第28条第1項の規定に基づき措置が決定された者並びにこれらの者の属する世帯の扶養義務者（以下「世帯の扶養義務者」という。）が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を区内に住所を有する者とみなして、所得割額を算定するも

のとす。

別表第1備考7各号列記以外の部分中「備考5」を「備考6」、に、「徴収金算定所得割額」を「所得割額」に改め、同表備考7第1号中「扶養親族」の次に「（地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。次号及び別表第2備考2において同じ。）」を加え、「基礎控除額以下である子」を「前年分の所得につき適用された所得税法（昭和40年法律第33号）第86条の規定による基礎控除の額に相当する金額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）」に改め、別表第1備考に次のように加える。

8 この表の規定にかかわらず、この表に掲げる徴収金基準額がその月におけるその児童等に係る費用の支弁額を超えるときは、徴収金の額は、当該支弁額を限度とする。

9 この表の助産施設の欄の適用については、妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者としてその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条第1号に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。）に係る事故が発生した場合において、出生

した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生した者等に対し、総額30,000,000円以上の補償金を支払う契約をいう。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じているときに、当該保険契約に係る保険料相当額として支払われる額を除く。）に、B階層にあっては10パーセント、C階層にあっては15パーセント、D階層（D1階層及びD2の1階層に限る。）にあっては25パーセントをそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額（別表第3の適用を受けた世帯については、同表の規定によりこの表を適用した場合の徴収金基準額）に加えるものとする。

10 多子出産の場合におけるこの表の助産施設の欄の適用については、備考9の規定の適用後のこの表の徴収金基準額に10パーセントを乗じて得た額に、当該多子出産において出生した者の数から1を減じて得た数を乗じて得た額を、備考9の規定の適用後のこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

本人の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）
階層	定義	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯	0円



C	A階層を除き当該年度分の均等割のみ課税世帯		4,500円
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の区市町村民税課税世帯	当該年度分の徴収金算定所得割額が12,000円以下の世帯	6,600円
D 2		当該年度分の徴収金算定所得割額が12,001円以上30,000円以下の世帯	9,000円
D 3		当該年度分の徴収金算定所得割額が30,001円以上60,000円以下の世帯	13,500円
D 4		当該年度分の徴収金算定所得割額が60,001円以上96,000円以下の世帯	18,700円
D 5		当該年度分の徴収金算定所得割額が96,001円以上189,000円以下の世帯	29,000円
D 6		当該年度分の徴収金算定所得割額が189,001円以上277,000円以下の世帯	41,200円
D 7		当該年度分の徴収金算定所得割額が277,001円以上348,000円以下の世帯	54,200円
D 8		当該年度分の徴収金算定所得割額が348,001円以上465,000円以下の世帯	68,700円
D 9		当該年度分の徴収金算定所得割額が465,001円以上594,000円以下の世帯	85,000円
D10		当該年度分の徴収金算定所得割額が594,001円以上716,000円以下の世帯	102,900円
D11		当該年度分の徴収金算定所得割額が716,001円以上864,000円以下の世帯	122,500円
D12		当該年度分の徴収金算定所得割額が864,001円以上1,056,000円以下の世帯	143,800円
D13		当該年度分の徴収金算定所得割額が1,056,001円以上1,238,000円以下の世帯	166,600円
D14		当該年度分の徴収金算定所得割額が1,238,001円以上1,439,000円以下の世帯	191,200円
D15		当該年度分の徴収金算定所得割額が1,439,001円以上の世帯	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額

備考

- この表において「区市町村民税」及び「均等割」とは、別表第1備考1に規定する区市町村民税及び均等割をいう。
- この表において「徴収金算定所得割額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定を適用しないで計算した額とする。）から扶養親族のうち16歳未満である者の数に330,000円を乗じて得た額と扶養親族のうち16歳以上19歳未満である者の数に120,000円を乗じて得た額とを合算した額に世田谷区特別区税条例（昭和39年11月世田谷区条例第74号）第118条第1項に規定する税率を乗じて得た額を減じた額をいう。
- 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関へ入所した児童等が、3歳に達する日以前の最初の3月31日を経過した障害児であって、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合には、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該児童に係る費用については徴収しないものとする。ただし、当該費用のうち、実費負担に相当する部分については、この表に掲げる徴収金基準額を上限として徴収することができる。
- 別表第1備考2から備考8までの規定は、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に係る徴収金の額の算定について準用する。

<p>別表第3 C階層及びD階層の部4の項中「C第1階層について」を「C階層について」に、「C第2階層については、C第1階層を「D階層（D1階層に限る。）については、C階層」に、「D階層を「D階層（D1階層を除く。）」に改め、同部5の項中「区市町村民税が均等割」を「区市町村民税の額が均等割の額」に、「C第1階層」を「C階層」に改め、同表C階層の部中「C階層」を「C階層及びD1階層」に、「範囲は所得税法」を「範囲は、所得</p>	<p>税法」に、「補てんされる」を「補填される」に、「C第1階層」を「C階層」に改め、同表D階層の部10の項中「補てんされる」を「補填される」に、「C第1階層」を「C階層」に改め、同部11の項中「補てんされる」を「補填される」に、「C第1階層」を「C階層」に改め、同部12の項中「C第1階層」を「C階層」に改め、同部13の項中「稼働者」を「稼働者」に、「C第1階層」を「C階層」に改め、同表備考1中「、「均等割」及び「徴収金算定所得税</p>	<p>額」を「及び「均等割」に、「均等割及び徴収金算定所得税額」を「及び均等割」に改め、同表中備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、同表備考2第1号中「第4条の申込みをした者（以下「申込者」という。）を「世帯の扶養義務者」に改め、同表備考2第2号及び第3号中「申込者」を「世帯の扶養義務者」に改め、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。 2 この表において「徴収金算定所得</p>
---	---	---

<p>税額」とは、所得税法、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算される所得税の額をいう。ただし、当該所得税の額の計算においては、所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額から同法第2条第1項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）のうち16歳未満である者の数に380,000円を乗じて得た額及び扶養親族のうち16歳以上19歳未満である者の数に250,000円を乗じて得た額を控除するものとし、次に掲げる規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項（支出した特定寄附金が同条第2項第1号及び第3号に掲げる寄附金並びに同項第2号及び第3号に掲げる寄附金であって、地方税法第314条の7第1項第2号に規定するものである場合に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項までの規定</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の</p>	<p>2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項の規定</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定</p> <p>附 則</p> <p>1 規則は、令和2年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 施行日の前日から引き続き児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号（障害児入所施設への入所に限る。）又は同条第2項の規定により措置を受けている児童に係る本人又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）の徴収金の額については、この規則による改正後の世田谷区児童福祉法の施行に関する規則（以下「新規則」という。）別表第2の規定により算出した額が、この規則による改正前の世田谷区児童福祉法の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）別表第1の規定により算出した額（以下「旧徴収金額」という。）を超えるときは、新規則別表第2の規定を適用するまでの間は、旧徴収金額をもって、本人又はそ</p>	<p>の扶養義務者の徴収金の額とする。</p> <p>3 新規則別表第1及び別表第2の規定は、令和2年7月以後の月分の徴収金について適用し、同月前の月分の徴収金については、なお従前の例による。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、新規則別表第1の規定は、施行日以後に助産施設における助産の実施を承諾することに決定された者の徴収金について適用し、施行日前に助産施設における助産の実施を承諾することに決定された者の徴収金については、なお従前の例による。</p> <p>5 新規則別表第3の規定は、前3項の規定により新規則別表第1又は別表第2の規定が適用される徴収金の減額について適用し、同項の規定により旧規則別表第1又は別表第2の規定の例によることとされた徴収金の減額については、なお従前の例による。</p>
--	---	---

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則（平成2年3月世田谷区規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

(単位：円)

	工 種 名	仕 様	単位	単 価	備 考
1	U形溝工 (240)	人力掘削	m	13,300	
2	U形溝工 (240)	機械掘削	m	11,700	バックホウ0.1 m <sup>3</sup>
3	U形溝工 (240・蓋)	人力掘削	m	23,400	
4	U形溝工 (240・蓋)	機械掘削	m	21,900	バックホウ0.1 m <sup>3</sup>
5	特L形・U形溝工 (240)	人力掘削	m	23,700	
6	特L形・U形溝工 (240)	機械掘削	m	21,600	バックホウ0.1 m <sup>3</sup>
7	L形溝工 (250 B)	人力掘削	m	18,400	
8	L形溝工 (250 B)	機械掘削	m	16,400	バックホウ0.1 m <sup>3</sup>
9	L形溝工 (300 B)	人力掘削	m	19,200	
10	L形溝工 (300 B)	機械掘削	m	17,000	バックホウ0.1 m <sup>3</sup>
11	横断暗きょ工 (C O - 240)		m	47,400	
12	U形溝用集水ます工 (400特)	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	79,500	
13	浸透U形ます工 (400特)	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	169,500	
14	L形用浸透ます設置工	内径50cm	箇所	107,500	
15	L形用小型汚水ます工 (横型)		箇所	54,700	深さ0.8m
16	L形用小型汚水ます工 (横型)		箇所	59,000	深さ1.0m
17	小型汚水ます工		箇所	55,400	深さ0.8m
18	小型汚水ます工		箇所	59,600	深さ1.0m
19	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	9,000	RC - 30・10cm + 開粒2号・5 cm
20	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	8,100	RC - 30・10cm + 開粒2号・5 cm
21	アスファルトコンクリート (透水15型)	人力施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	9,100	RC - 30・10cm + 開粒1号・5 cm

	舗装工				
22	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	7,600	RC-30・10cm+開粒1号・5cm
23	アスファルトコンクリート (透水20型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	10,000	RC-40・15cm+開粒1号・5cm
24	アスファルトコンクリート (透水20型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	8,500	RC-40・15cm+開粒1号・5cm
25	アスファルトコンクリート (透水25型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	15,100	RC-40・15cm+透水性アスファルト処理・5cm+開粒1号・5cm
26	アスファルトコンクリート (透水25型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	13,000	RC-40・15cm+透水性アスファルト処理・5cm+開粒1号・5cm
27	アスファルトコンクリート (20型) 舗装工	人力施工	m <sup>2</sup>	9,700	RM-40・15cm+密粒(再生)・5cm
28	アスファルトコンクリート (20型) 舗装工	機械施工	m <sup>2</sup>	8,500	RM-40・15cm+密粒(再生)・5cm
29	アスファルトコンクリート (25型) 舗装工	人力施工	m <sup>2</sup>	13,800	RM-40・15cm+粗粒(再生)・5cm+密粒(再生)・5cm
30	アスファルトコンクリート (25型) 舗装工	機械施工	m <sup>2</sup>	11,500	RM-40・15cm+粗粒(再生)・5cm+密粒(再生)・5cm
31	樹脂製滑り止め舗装工		m <sup>2</sup>	9,200	
32	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工 (表層打換)	人力施工	m <sup>2</sup>	6,400	RC-30・平均3cm+開粒2号・5cm
33	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工 (表層打換)	機械施工	m <sup>2</sup>	5,500	RC-30・平均3cm+開粒2号・5cm
34	アスファルトコンクリート (透水20型) 舗装工 (表層打換)	機械施工	m <sup>2</sup>	5,500	RC-30・平均3cm+開粒1号・5cm
35	アスファルトコンクリート (透水25型) 舗装工 (表基層打換)	人力施工	m <sup>2</sup>	11,500	RC-40・平均3cm+透水性アスファルト処理・5cm+開粒1号・5cm
36	アスファルトコンクリート (透水25型) 舗装工 (表基層打換)	機械施工	m <sup>2</sup>	9,100	RC-40・平均3cm+透水性アスファルト処理・5cm+開粒1号・5cm
37	アスファルトコンクリート (20型) 舗装工 (表層打換)	人力施工	m <sup>2</sup>	6,600	RM-40・平均3cm+密粒(再生)・5cm
38	アスファルトコンクリート (20型) 舗装工 (表層打換)	機械施工	m <sup>2</sup>	5,400	RM-40・平均3cm+密粒(再生)・5cm
39	アスファルトコンクリート (25型) 舗装工 (表基層打換)	機械施工	m <sup>2</sup>	8,300	RM-40・平均3cm+粗粒(再生)・5cm+密粒(再生)・5cm
40	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	26,900	発生材使用
41	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	78,900	蓋・枠取替を含む。
42	汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	8,100	発生材使用
43	小型汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	3,300	発生材使用
44	L形用雨水ます設置工	内径50cm	箇所	56,600	
45	L形用汚水ます設置工	内径50cm	箇所	62,900	
46	円形汚水ます設置工	内径50cm	箇所	77,100	
47	汚水・雨水ます縁塊蓋取替工	L形ます・丸形ます	箇所	32,000	
48	取付管工 (硬質塩化ビニル管)	内径150mm・基礎なし	箇所	56,600	ソケット取付工を含む。
49	取付管工 (硬質塩化ビニル管)	内径200mm・基礎なし	箇所	66,700	ソケット取付工を含む。
50	補足コンクリート工	5cm未満	m	11,200	
51	補足コンクリート工	5cm以上15cm未満	m	13,700	

世田谷区公報

52	水替工		日	6,800	側溝用
53	区画線設置工	溶融式・幅15cm	m	400	
54	交通誘導員		人	18,900	
55	仮復旧工	一層仕上厚3cm	m <sup>2</sup>	2,300	
56	特殊工	上記単価表以外の特殊工については、施行規程第7条に定める設計基準に基づいて算出した額			
57	障害物切回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額			

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第4条関係)

(単位：円)

種別	形状寸法		単位	単価			備考		
				人力施工		機械施工			
排水本管(硬質塩化ビニル管以外のもの)	内径200mm	深さ2.60m以上	m	一般	困難	100,900	深さは、人孔間の平均深さとする。		
				128,600	134,700				
		内径250mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	136,300	142,900		107,400	
	深さ3.00m以上3.40m未満		m	150,000	157,100	119,900			
	深さ3.40m以上		m	—	—	—			
	内径300mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	147,000	153,900	115,200			
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	161,500	169,100	128,600			
		深さ3.40m以上	m	—	—	—			
	内径350mm	深さ1.80m未満	m	86,600	105,300	63,000			
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	113,500	120,600	71,800			
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	139,800	146,900	107,700			
		深さ2.60m以上3.00m未満	m	153,200	160,500	120,200			
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	167,400	175,500	133,100			
	排水本管(硬質塩化ビニル管)	内径150mm	深さ1.00m未満	m	30,100	—		21,900	深さは、人孔間の平均深さとする。
			深さ1.00m以上1.40m未満	m	37,100	—		25,200	
内径200mm		深さ1.00m未満	m	31,500	—	23,500			
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	38,500	—	26,700			
		深さ1.40m以上1.80m未満	m	63,700	74,200	45,200			
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	77,300	87,900	54,300			
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	103,300	114,100	75,900			
内径250mm		深さ2.60m以上	m	112,500	123,300	84,100			
		深さ1.00m未満	m	39,000	—	28,900			
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	47,800	—	33,000			
		深さ1.40m以上1.80m未満	m	68,400	79,200	49,000			
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	82,500	93,400	58,400			
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	108,900	120,000	80,100			
		深さ2.60m以上3.00m未満	m	118,500	135,000	88,700			
内径300mm		深さ3.00m以上3.40m未満	m	132,100	—	101,200			
	深さ3.40m以上	m	—	—	—				
	深さ1.40m未満	m	56,000	—	39,800				
	深さ1.40m以上1.80m未満	m	77,500	89,500	56,200				

		深さ1.80m 以上2.20m 未満	m	92,500	104,700	66,100	
		深さ2.20m 以上2.60m 未満	m	119,900	132,300	88,300	
		深さ2.60m 以上3.00m 未満	m	130,400	148,200	97,700	
		深さ3.00m 以上3.40m 未満	m	145,000	—	111,100	
		深さ3.40m 以上	m	—	—	—	
	内径350mm	深さ1.80m 未満	m	83,100	95,800	61,000	
		深さ1.80m 以上2.20m 未満	m	98,400	111,100	70,800	
		深さ2.20m 以上2.60m 未満	m	124,700	137,600	91,700	
		深さ2.60m 以上3.00m 未満	m	136,300	150,000	102,200	
		深さ3.00m 以上3.40m 未満	m	153,400	—	118,200	
		深さ3.40m 以上	m	—	—	—	
取付管 (硬質塩化ビニル管)	内径150mm	深さ1.00m 未満	m	24,800	—	深さは、排水本管(人孔間)の平均土被りとする。	
		深さ1.00m 以上1.40m 未満	m	26,600	—		
		深さ1.40m 以上	m	28,800	—		
	内径200mm	深さ1.00m 未満	m	30,600	—		
		深さ1.00m 以上1.40m 未満	m	32,500	—		
		深さ1.40m 以上	m	34,700	—		
管防護工 (硬質塩化ビニル管)	内径150mm用		m	14,800	14,000		
	内径200mm用		m	15,500	14,700		
	内径250mm用		m	17,200	16,400		
	内径300mm以上用		m	17,700	17,000		
人孔	円形人孔 内径70cm	深さ1.00m 未満	箇所	一 般	困 難	211,500	深さは、人孔深さとする。 コンクリート蓋使用は、6,200円を加算する。
				241,700	—		
		深さ1.00m 以上1.20m 未満	箇所	260,700	—		
	矩形人孔 内法90cm×60cm	深さ1.20m 以上	箇所	300,500	302,800	257,500	
		深さ1.00m 未満	箇所	486,100	—	429,600	
		深さ1.00m 以上1.20m 未満	箇所	559,600	563,700	494,400	
		深さ1.20m 以上1.40m 未満	箇所	602,300	606,400	529,200	
		深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	649,200	653,300	567,300	
		深さ1.60m 以上2.00m 未満	箇所	726,200	730,800	631,800	
	円形人孔 内径90cm	深さ2.00m 以上	箇所	845,600	852,500	744,700	
		深さ1.20m 未満	箇所	480,100	—	407,500	
		深さ1.20m 以上1.40m 未満	箇所	556,500	560,200	468,500	
		深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	601,900	605,600	503,800	
		深さ1.60m 以上2.00m 未満	箇所	701,800	706,900	587,900	
		深さ2.00m 以上2.40m 未満	箇所	785,700	793,500	659,100	
		深さ2.40m 以上2.80m 未満	箇所	885,100	903,000	754,700	
		深さ2.80m 以上3.20m 未満	箇所	994,900	1,012,800	860,800	
	組立矩形人孔 内法90cm×60cm	深さ3.20m 以上	箇所	—	—	—	
		深さ1.20m 未満	箇所	492,000	496,200	453,100	
		深さ1.20m 以上1.40m 未満	箇所	525,400	529,500	480,900	
		深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	566,700	570,800	516,800	
		深さ1.60m 以上2.00m 未満	箇所	630,200	634,800	572,500	
		深さ2.00m 以上2.40m 未満	箇所	722,200	729,100	660,600	

世田谷区公報

		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	810,600	825,300	743,300	
		深さ2.80m以上	箇所	877,400	892,100	812,800	
	組立 <sup>く</sup> 矩形人孔 内法120cm×60cm	深さ1.20m未満	箇所	588,400	592,500	542,600	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	618,000	622,100	566,100	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	668,400	672,600	610,200	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	743,700	748,300	676,700	
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	851,200	858,000	774,900	
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	957,000	971,700	879,000	
		深さ2.80m以上	箇所	1,035,200	1,049,900	955,500	
	組立 <sup>く</sup> 円形人孔 内径90cm	深さ1.20m未満	箇所	423,200	426,900	381,200	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	466,000	469,700	415,100	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	514,400	519,400	457,800	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	551,700	556,700	486,300	
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	607,900	615,700	536,200	
深さ2.40m以上2.80m未満		箇所	673,600	691,500	599,700		
深さ2.80m以上		箇所	—	—	—		
副管（硬質塩化ビニル管以外のもの）	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所	84,900		86,200	
		高さ1.00m以上1.50m未満	箇所	100,900		102,700	
		高さ1.50m以上2.00m未満	箇所	128,800		131,100	
		高さ2.00m以上	箇所	144,600		147,400	
副管（硬質塩化ビニル管）	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所	121,800		123,300	
		高さ1.00m以上1.50m未満	箇所	139,000		140,900	
		高さ1.50m以上2.00m未満	箇所	166,600		169,000	
		高さ2.00m以上	箇所	184,000		186,800	
汚水ます	内径35cm		箇所	L形ます	丸型ます	—	深さは、ます深さと する。 内径50cm 鉄蓋使用は 6,100円を、 内径70cm鉄 蓋使用は15, 100円を加 算する。
				82,800	92,200		
	内径50cm	深さ1.00m未満	箇所	88,400	—	—	
		深さ1.00m以上	箇所	108,500	—	—	
		深さ1.00m未満異形乙使用	箇所	—	101,500	—	
		深さ1.00m以上異形乙使用	箇所	—	121,700	—	
		深さ1.00m未満異形丙使用	箇所	—	101,600	—	
	深さ1.00m以上異形丙使用	箇所	—	121,700	—		
内径70cm	内径70cmます蓋使用	箇所	285,700		—		
雨水ます	内径35cm		箇所	一枚蓋	二枚蓋	—	
				77,900	129,800		
	内径50cm		箇所	86,600	138,400	—	
	内径35cm	格子蓋（角型）	箇所	77,700		—	
	内径50cm	格子蓋（標準型）	箇所	95,600		—	
L形側溝	250B	m	14,800		13,900		
	300B	m	15,300		14,400		
L形基礎	250B用コンクリート厚さ10cm	m	6,200		5,500		
	300B用コンクリート厚さ10cm	m	6,600		5,900		
仮復旧工	アスファルトコンクリート舗装工（厚さ3cm）	m <sup>2</sup>	2,800		—		

試験掘工	A型 (2.00m×1.00m×1.50m)	箇所	106,200	—
	B型 (1.50m×0.70m×1.30m)	箇所	33,200	—
	C型 (1.00m×0.70m×1.00m)	箇所	16,500	—
	A型 (2.00m×1.00m×1.50m) アスファルト仮復旧	箇所	112,100	—
	B型 (1.50m×0.70m×1.30m) アスファルト仮復旧	箇所	36,100	—
	C型 (1.00m×0.70m×1.00m) アスファルト仮復旧	箇所	18,600	—
特殊工	上記単価表以外の特殊工については、東京都下水道局の設計標準代価等に基づいて算出した額の90%以内の額			
障害物切回し	東京都下水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額			

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

- 規則は、令和2年7月1日から施行する。
- この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和2年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

告 示

◎世田谷区告示第421号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和2年6月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号

- (1) 36-5
- (2) 36-5
- (3) 36-5

- 変更の区間

- (1) 世田谷区代田二丁目688番23の内から688番3の内まで
- (2) 世田谷区代田二丁目688番3の内
- (3) 世田谷区北沢二丁目1088番1の内

- 変更の区域

- (1) 延長 6.62メートル  
幅員 0.00メートルから0.91メートルまで  
面積 2.49平方メートル
- (2) 延長 39.16メートル

- 幅員 1.35メートルから4.53メートルまで
- 面積 87.00平方メートル
- (3) 延長 18.82メートル  
幅員 0.00メートルから3.15メートルまで  
面積 41.03平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月1日

◎世田谷区告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号

46-5

- 2 変更の区間

世田谷区経堂二丁目417番1の内

- 3 変更の区域

- 延長 31.39メートル
- 幅員 0.18メートル
- 面積 6.14平方メートル

- 4 供用開始の期日

令和2年6月1日

◎世田谷区告示第424号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号

22-G173

- 2 変更の区間

世田谷区宮坂二丁目2253番19の内

- 3 変更の区域

- 延長 12.73メートル
- 幅員 0.18メートルから0.21メートルまで
- 面積 2.55平方メートル

- 4 供用開始の期日

令和2年6月1日

◎世田谷区告示第425号

会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月1日世田谷区告示第341号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月1日

世田谷区長 保坂展人

本則の表就労準備のための業務補助の項の次に次のように加える。

感染症対策診療放射線技師	月額	159,063円から176,737円までの額	31,812円から35,347円までの額	190,875円から212,084円までの額
--------------	----	------------------------	----------------------	------------------------

◎世田谷区告示第426号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年6月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第427号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年6月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

# 世田谷区公報

## ◎世田谷区告示第428号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年6月1日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

## ◎世田谷区告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
31-4
- 2 供用開始の区間  
世田谷区豪徳寺一丁目2007番16から2007番15まで
- 3 供用開始の区域  
延長 9.97メートル  
幅員 0.60メートルから  
0.74メートルまで  
面積 6.73平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月2日

## ◎世田谷区告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
31-4
- 2 変更の区間  
世田谷区豪徳寺丁目2007番17の内
- 3 変更の区域  
延長 0.63メートル  
幅員 0.74メートルから  
0.75メートルまで  
面積 0.48平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月2日

## ◎世田谷区告示第431号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-D067-02
- 2 変更の区間

世田谷区豪徳寺一丁目2007番17の内から2007番14まで

- 3 変更の区域  
延長 12.27メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 7.79平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月2日

## ◎世田谷区告示第432号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和2年6月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
第163号
- 2 指定年月日  
令和2年5月28日
- 3 指定する道路の種別  
道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- 4 指定する道路の区域  
世田谷区大原二丁目1317番28の内から1305番9の内まで
- 5 指定する道路の延長  
115.48メートル
- 6 指定する道路の幅員  
6.01メートルから8.00メートル

## ◎世田谷区告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上北沢三丁目1110番166の内
- 3 変更の区域  
延長 8.38メートル  
幅員 0.18メートルから  
0.19メートルまで  
面積 1.60平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月2日

## ◎世田谷区告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上馬四丁目36番4の内
- 3 変更の区域  
延長 3.83メートル  
幅員 0.05メートルから  
0.47メートルまで  
面積 0.57平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月2日

## ◎世田谷区告示第435号

令和2年第2回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和2年6月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 招集する年月日  
令和2年6月10日（水）午後1時
- 2 招集する場所  
世田谷区議会議場

## ◎世田谷区告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区東玉川一丁目146番49地先無番から146番10地先無番まで
- 3 変更の区域  
延長 18.19メートル  
幅員 1.09メートル  
面積 19.84平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月3日

## ◎世田谷区告示第437号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和2年6月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-G116
- 2 一部を廃止する起終点  
（旧）世田谷区東玉川一丁目146番15地先無番から146番10地先無番まで  
（新）世田谷区東玉川一丁目146番15地先無番から146番9地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和2年6月3日



◎世田谷区告示第438号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和2年6月3日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名  
特別区道
- 2 指定区間  
世田谷区松原三丁目22番先から世田谷区松原三丁目21番先まで
- 3 指定年月日  
令和2年6月3日

◎世田谷区告示第439号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和2年6月3日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名  
特別区道
- 2 指定区間  
世田谷区粕谷一丁目10番先から世田谷区粕谷一丁目8番先まで
- 3 指定年月日  
令和2年6月3日

◎世田谷区告示第440号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区船橋三丁目413番28の内
- 3 変更の区域  
延長 11.05メートル  
幅員 0.22メートルから  
1.29メートルまで  
面積 8.22平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月3日

◎世田谷区告示第441号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区北沢二丁目1007番3の内から1008番4の内まで
- 3 変更の区域  
延長 35.14メートル  
幅員 0.13メートルから  
0.64メートルまで  
面積 13.66平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月3日

◎世田谷区告示第442号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
35-33
- 2 変更の区間  
世田谷区羽根木二丁目1837番14から1837番5の内まで
- 3 変更の区域  
延長 21.95メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.18メートルまで  
面積 3.93平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月3日

◎世田谷区告示第443号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷二丁目636番9
- 3 変更の区域  
延長 13.18メートル  
幅員 1.62メートル  
面積 21.87平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月4日

◎世田谷区告示第444号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜丘一丁目2587番14の内
- 3 変更の区域  
延長 3.71メートル  
幅員 0.26メートルから  
0.32メートルまで  
面積 1.10平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月4日

◎世田谷区告示第445号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上馬一丁目555番74の内
- 3 変更の区域  
延長 16.60メートル  
幅員 0.22メートルから  
0.39メートル  
面積 5.53平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月4日

◎世田谷区告示第446号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 供用開始の区間  
世田谷区北沢三丁目577番24
- 3 供用開始の区域  
延長 13.21メートル  
幅員 1.77メートルから  
1.84メートルまで  
面積 25.03平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月4日

◎世田谷区告示第447号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月4日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区大原一丁目1075番132の内

3 変更の区域  
延長 6.09メートル  
幅員 0.06メートルから  
0.13メートルまで  
面積 0.60平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年6月4日

◎世田谷区告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年6月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代沢三丁目171番5から171番2の内まで
- 3 変更の区域  
延長 19.23メートル  
幅員 0.63メートルから  
0.64メートルまで  
面積 12.42平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月4日

◎世田谷区告示第449号

次の世田谷区立区民センターは、令和2年6月20日から当分の間、その供用を中止する。

令和2年6月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称  
世田谷区立太子堂区民センター
- 2 位置  
東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号

◎世田谷区告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年6月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上馬三丁目874番1の内
- 3 変更の区域  
延長 11.85メートル  
幅員 0.10メートルから  
0.12メートルまで  
面積 1.37平方メートル
- 4 供用開始の期日

令和2年6月8日

◎世田谷区告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年6月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区若林一丁目85番3の内  
(2) 世田谷区若林一丁目85番3の内
- 3 変更の区域  
(1) 面積 1.34平方メートル  
(2) 延長 34.00メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.17メートルまで  
面積 5.66平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月8日

◎世田谷区告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を廃止する。  
この関係図面は、令和2年6月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
58-1
- 2 変更により廃止する区間  
世田谷区玉川台一丁目161番7の内から162番3の内まで
- 3 変更により廃止する区域  
面積 1042.11平方メートル
- 4 供用廃止の期日  
令和2年6月8日

◎世田谷区告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年6月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区大原一丁目1087番14の内
- 3 変更の区域  
延長 16.41メートル  
幅員 0.36メートルから  
0.37メートルまで  
面積 6.11平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月8日

◎世田谷区告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年6月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区松原二丁目703番5の内
- 3 変更の区域  
延長 8.76メートル  
幅員 0.27メートルから  
0.30メートルまで  
面積 2.53平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月8日

◎世田谷区告示第455号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年6月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
(1) 21-D006-05  
(2) 21-D006-06
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区松原二丁目731番2の内  
(2) 世田谷区松原二丁目731番7の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 0.03メートル  
幅員 0.66メートル  
面積 0.02平方メートル  
(2) 延長 0.06メートル  
幅員 0.60メートル  
面積 0.03平方メートル

◎世田谷区告示第456号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-D006-04
- 2 変更の区間  
世田谷区松原二丁目731番7の内から731番2の内まで
- 3 変更の区域  
延長 19.82メートル  
幅員 0.60メートルから  
0.66メートルまで  
面積 12.53平方メートル
- 4 供用開始の期日

令和2年6月9日

◎世田谷区告示第457号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区赤堤四丁目857番47の内
- 3 変更の区域  
延長 26.17メートル  
幅員 0.20メートルから  
0.78メートルまで  
面積 14.90平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月9日

◎世田谷区告示第458号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
(1) 11-D079-13  
(2) 11-D079-14
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区代沢一丁目67番10の内から67番5の内まで  
(2) 世田谷区代沢一丁目67番8の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 9.63メートル  
幅員 0.62メートルから  
0.63メートルまで  
面積 6.05平方メートル  
(2) 延長 9.20メートル  
幅員 0.75メートルから  
0.77メートルまで  
面積 7.07平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月9日

◎世田谷区告示第459号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区松原二丁目563番2の内
- 3 変更の区域

延長 13.13メートル  
幅員 0.69メートルから  
0.73メートルまで  
面積 9.40平方メートル

- 4 供用開始の期日  
令和2年6月9日

◎世田谷区告示第460号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水二丁目253番5の内から253番7の内まで
- 3 変更の区域  
延長 14.33メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 2.58平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月10日

◎世田谷区告示第461号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 42-25
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区南烏山一丁目188番4の内から188番3の内まで  
(2) 世田谷区南烏山一丁目188番4の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 14.90メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 9.50平方メートル  
(2) 面積 1.94平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月10日

◎世田谷区告示第462号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代沢四丁目285番1

- 3 変更の区域

延長 14.62メートル  
幅員 0.61メートルから  
0.73メートルまで

面積 9.36平方メートル

- 4 供用開始の期日  
令和2年6月11日

◎世田谷区告示第463号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年6月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 整理番号  
20-3
  - 2 指定年月日  
令和2年6月11日
  - 3 指定区間  
世田谷区北沢二丁目32番から20番先まで
  - 4 指定区域  
面積 7174.08平方メートル
- 別図省略

◎世田谷区告示第464号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年6月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 整理番号  
40-1
  - 2 指定年月日  
令和2年6月11日
  - 3 指定区間  
世田谷区粕谷二丁目23番から粕谷四丁目1番先まで
  - 4 指定区域  
延長 345.28メートル  
幅員 12.00メートル
- 別図省略

◎世田谷区告示第465号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項及び世田谷区財政状況の公表に関する条例(昭和39年3月世田谷区条例第8号)の規定により、次のように本区財政状況を公表する。

令和2年6月15日

世田谷区長 保坂展人

令和元年度下半期の財政状況（令和2年3月31日現在）

1. 一般会計歳入執行状況

区分	特別区税	国・都支出金	特別区交付金	諸収入	繰入金・特別区債	その他	合計
予算現額	1,240.5億円	836.8億円	563.8億円	94.5億円	223.8億円	485.2億円	3,444.5億円
収入済額	1,185.4億円	716.5億円	565.3億円	67.5億円	0.2億円	475.3億円	3,010.1億円
収入率	95.6%	85.6%	100.3%	71.4%	0.1%	98.0%	87.4%

2. 一般会計歳出執行状況

区分	民生費	総務費	土木費	教育費	環境費	公債費	その他	合計
予算現額	1,713.5億円	543.3億円	420.9億円	388.9億円	129.7億円	57.0億円	191.2億円	3,444.5億円
支出済額	1,453.3億円	356.7億円	327.2億円	306.3億円	119.3億円	55.9億円	133.9億円	2,752.6億円
執行率	84.8%	65.6%	77.7%	78.8%	92.0%	98.0%	70.0%	79.9%

3. 特別会計歳入歳出執行状況

会 計		国民健康保険 事業会計	後期高齢者 医療会計	介護保険 事業会計	学校給食費 会計
予算現額		827.2億円	220.6億円	711.7億円	29.8億円
歳 入	収入済額	764.9億円	213.8億円	600.5億円	25.8億円
	収入率	92.5%	96.9%	84.4%	86.5%
歳 出	支出済額	777.0億円	212.9億円	587.2億円	24.7億円
	執行率	93.9%	96.5%	82.5%	82.8%

4. 区民の区税負担

年度	日本人人口	外国人人口	人口計	世 帯	特別区税予算 現 額	1人あたりの 負 担 額	1世帯あたりの 負 担 額
平成27年度	870,918人	17,076人	887,994人	464,939世帯	115,257,528千円	129,795円	247,898円
平成28年度	877,508人	18,549人	896,057人	470,579世帯	117,833,019千円	131,502円	250,400円
平成29年度	883,516人	20,097人	903,613人	476,252世帯	118,597,194千円	131,248円	249,022円
平成30年度	890,581人	21,514人	912,095人	483,199世帯	120,872,043千円	132,521円	250,150円
令和元年度	898,494人	23,062人	921,556人	490,857世帯	124,048,868千円	134,608円	252,719円

5. 特別区債の状況

区分	教育債	土木債	民生債	総務債	減税等補てん債	合計
現在高	244.0億円	149.0億円	105.9億円	624億円	34.1億円	595.4億円
構成比	41.0%	25.0%	17.8%	10.5%	5.7%	100.0%

6. 区有財産の状況

土 地	建 物	工 作 物	有価証券	出資による権利	債 権	基 金
250万6350.07㎡	126万9569.77㎡	305億2421万円	4億3000万円	28億4296万円	71億9690万円	1040億9916万円

7. 一時借入金の状況

下半期は、一時借入金を必要としませんでした。

※一時借入金とは、支払資金が一時的に不足する場合、年度内に返済することを条件に銀行などから現金を借り入れる制度です。

◎世田谷区告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月15日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区奥沢三丁目341番9地先無番

3 変更の区域

延長 10.48メートル

幅員 0.54メートル

面積 5.72平方メートル

4 供用開始の期日

令和2年6月15日

◎世田谷区告示第467号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和2年6月15日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-G023-01
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区奥沢三丁目341番5地先無番から341番9地先無番まで  
(新) 世田谷区奥沢三丁目341番5地先無番から341番1地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和2年6月15日

◎世田谷区告示第468号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区松原三丁目877番25の内
- 3 変更の区域  
延長 5.61メートル  
幅員 0.66メートル  
面積 3.71平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月15日

◎世田谷区告示第469号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年6月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区松原三丁目877番25の内
- 3 変更の区域  
延長 0.05メートル  
幅員 0.66メートル  
面積 0.03平方メートル

◎世田谷区告示第470号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間

世田谷区駒沢三丁目108番50の内

3 変更の区域

延長 12.56メートル  
幅員 0.04メートルから  
0.24メートルまで

面積 1.79平方メートル

4 供用開始の期日

令和2年6月15日

◎世田谷区告示第471号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
31-G026
- 2 変更の区間  
世田谷区駒沢三丁目108番31の内から108番50の内まで
- 3 変更の区域  
延長 6.56メートル  
幅員 2.05メートルから  
2.75メートルまで  
面積 20.99平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月15日

◎世田谷区告示第472号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-D496-02
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢三丁目308番25
- 3 変更の区域  
延長 16.66メートル  
幅員 0.82メートルから  
0.93メートルまで  
面積 14.58平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月15日

◎世田谷区告示第473号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-D022-15

2 変更の区間

世田谷区代沢一丁目18番2の内

3 変更の区域

延長 12.42メートル  
幅員 0.30メートル  
面積 3.73平方メートル

4 供用開始の期日

令和2年6月15日

◎世田谷区告示第474号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区喜多見七丁目3090番・3091番合併7の内
- 3 変更の区域  
延長 10.04メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.18メートルまで  
面積 1.78平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月15日

◎世田谷区告示第475号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和2年6月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
チャームケアアップ  
ランセンター田  
園調布
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区  
玉川田園調布一  
丁目9番10号
- 3 事業者の名称  
株式会社チャーム  
・ケア・コー  
ポレーション
- 4 廃止届受理年月日  
令和2年5月28  
日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎世田谷区告示第476号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和2年6月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
デイライフそら桜  
新町
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区新  
町三丁目1番26号  
玉川ビル1階
- 3 事業者の名称  
株式会社SORA
- 4 指定年月日  
令和2年7月1日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介

護

◎世田谷区告示第477号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
46-13
- 2 変更の区間  
世田谷区千歳台二丁目209番30
- 3 変更の区域  
延長 32.57メートル  
幅員 1.23メートルから  
1.24メートルまで  
面積 41.42平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月17日

◎世田谷区告示第478号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和2年6月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
ハイムガーデン世田谷
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区宇奈根二丁目26番7号
- 3 事業者の名称  
アイネット株式会社
- 4 廃止届受理年月日  
令和2年5月29日
- 5 サービスの種類  
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第479号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。

令和2年6月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
ハイムガーデン世田谷
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区宇奈根二丁目26番7号
- 3 事業者の名称  
株式会社ヘルシーサービス
- 4 指定年月日  
令和2年7月1日

- 5 サービスの種類  
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第480号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区経堂四丁目564番4の内
- 3 変更の区域  
延長 8.07メートル  
幅員 0.20メートル  
面積 1.64平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月17日

◎世田谷区告示第481号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年6月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
元-5
- 2 変更の区間  
世田谷区宇奈根二丁目521番2の内
- 3 変更の区域  
延長 16.32メートル  
幅員 4.00メートルから  
4.01メートルまで  
面積 62.88平方メートル

◎世田谷区告示第482号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区北烏山六丁目1672番19の内から1672番4の内まで
- 3 変更の区域  
延長 18.68メートル  
幅員 0.84メートルから  
0.92メートルまで  
面積 16.53平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月19日

◎世田谷区告示第483号

令和2年6月19日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和2年6月19日

世田谷区長 保坂展人

令和2年度世田谷区一般会計補正予算(第2次)別添省略

◎世田谷区告示第484号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
33-54
- 2 変更の区間  
世田谷区下馬六丁目47番14の内
- 3 変更の区域  
延長 7.30メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.24メートルまで  
面積 1.50平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月22日

◎世田谷区告示第485号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
43-40
- 2 変更の区間  
世田谷区南烏山三丁目338番48
- 3 変更の区域  
延長 7.93メートル  
幅員 0.07メートルから  
0.11メートルまで  
面積 0.75平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月22日

◎世田谷区告示第486号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間

世田谷区瀬田五丁目312番10  
 3 変更の区域  
 延長 7.27メートル  
 幅員 0.93メートルから  
 0.98メートルまで  
 面積 7.08平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年6月22日

◎世田谷区告示第487号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年6月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年6月22日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 28-1  
 2 変更の区間  
 世田谷区若林五丁目366番2の内  
 3 変更の区域  
 延長 17.83メートル  
 幅員 0.35メートルから  
 0.43メートルまで  
 面積 6.77平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年6月22日

◎世田谷区告示第488号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
 この関係図面は、令和2年6月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年6月24日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 45-31  
 2 変更の区間  
 世田谷区八幡山三丁目202番27  
 3 変更の区域  
 延長 11.20メートル  
 幅員 1.18メートル  
 面積 13.23平方メートル

◎世田谷区告示第489号  
 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。  
 令和2年6月24日  
 世田谷区長 保坂展人  
 別紙省略

◎世田谷区告示第490号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。  
 この関係図面は、令和2年6月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月24日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 指定番号  
 22-G257  
 2 一部を廃止する起終点  
 (旧)世田谷区桜上水一丁目80番2地先無番から77番21地先無番まで  
 (新)世田谷区桜上水一丁目80番4地先無番から77番21地先無番まで  
 3 廃止の期日  
 令和2年6月24日

◎世田谷区告示第491号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。  
 この関係図面は、令和2年6月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年6月24日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 指定番号  
 22-G257-01  
 2 指定する起終点  
 世田谷区桜上水一丁目80番2地先無番  
 3 用途  
 区管理道路

◎世田谷区告示第492号  
 車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。  
 この関係図面は、令和2年6月25日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年6月25日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 路線名  
 特別区道  
 2 指定区間  
 世田谷区給田三丁目13番先から世田谷区給田三丁目12番先まで  
 3 指定年月日  
 令和2年6月25日

◎世田谷区告示第493号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年6月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年6月25日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 28-1  
 2 変更の区間  
 世田谷区成城七丁目1301番5の内  
 3 変更の区域

延長 6.19メートル  
 幅員 0.07メートルから  
 0.12メートルまで  
 面積 0.62平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年6月25日

◎世田谷区告示第494号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年6月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年6月25日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 36-5  
 2 供用開始の区間  
 世田谷区船橋三丁目215番25地先無番から215番26まで  
 3 供用開始の区域  
 延長 17.64メートル  
 幅員 0.32メートルから  
 0.37メートルまで  
 面積 6.67平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年6月25日

◎世田谷区告示第495号  
 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。  
 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
 令和2年6月25日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 指定番号 第2844号  
 2 指定年月日 令和2年6月24日  
 3 指定の位置 世田谷区北沢三丁目561番1の一部、561番30の一部及び561番31の一部  
 4 道路の幅員 4.00メートルから4.66メートルまで  
 5 道路の延長 11.78メートル  
 6 申請者氏名 株式会社翔栄  
 代表取締役 原田 芳史

◎世田谷区告示第496号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年6月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年6月25日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 34-42  
 2 変更の区間  
 世田谷区奥沢三丁目303番1  
 3 変更の区域  
 延長 26.73メートル  
 幅員 0.18メートル

面積 4.86平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年6月25日

---

◎世田谷区告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月25日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区奥沢三丁目348番12の内

3 変更の区域  
延長 8.75メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 1.59平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年6月25日

◎世田谷区告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月25日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区北烏山二丁目1322番5の内

3 変更の区域  
延長 21.10メートル  
幅員 0.58メートルから  
0.63メートルまで  
面積 12.76平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年6月25日

◎世田谷区告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月26日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 供用開始の区間  
世田谷区三宿一丁目314番54から314番58まで

3 供用開始の区域  
延長 22.88メートル  
幅員 0.46メートルから  
3.16メートルまで  
面積 40.05平方メートル

4 供用開始の期日

令和2年6月26日

◎世田谷区告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月29日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1

2 変更の区間  
(1) 世田谷区上北沢四丁目1103番12  
(2) 世田谷区上北沢四丁目1103番27

3 変更の区域  
(1) 延長 18.20メートル  
幅員 0.14メートルから  
0.26メートルまで  
面積 3.11平方メートル  
(2) 延長 18.19メートル  
幅員 1.98メートルから  
1.99メートルまで  
面積 36.22平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年6月29日

◎世田谷区告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月29日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
58-1

2 変更の区間  
世田谷区若林五丁目608番13の内から608番1の内まで

3 変更の区域  
延長 16.71メートル  
幅員 0.11メートルから  
0.18メートルまで  
面積 2.83平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年6月29日

◎世田谷区告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月29日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区梅丘一丁目1999番36の内から1999番8の内まで

3 変更の区域

延長 17.22メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.18メートルまで  
面積 3.04平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年6月29日

---

◎世田谷区告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月29日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区上北沢五丁目1367番17

3 変更の区域  
延長 12.68メートル  
幅員 1.06メートルから  
1.07メートルまで  
面積 13.58平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年6月29日

◎世田谷区告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月29日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
40-1

2 供用開始の区間  
世田谷区北沢三丁目576番20

3 供用開始の区域  
延長 15.03メートル  
幅員 1.50メートルから  
1.57メートルまで  
面積 24.22平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年6月29日

◎世田谷区告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年6月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月29日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
47-31

2 変更の区間  
世田谷区船橋三丁目215番9の内

3 変更の区域  
延長 10.66メートル  
幅員 0.01メートルから  
0.05メートルまで



<p>面積 0.40平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年6月29日</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第506号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年6月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年6月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区梅丘一丁目1449番1の内</p> <p>3 変更の区域 延長 14.53メートル 幅員 0.58メートルから 0.68メートルまで 面積 9.25平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年6月29日</p>	<p>令和2年6月30日</p> <p><b>◎世田谷区告示第509号</b> 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。 この関係図面は、令和2年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年6月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 13-G084-1</p> <p>2 指定する起終点 世田谷区下馬三丁目37番25地先無番</p> <p>3 用途 区管理道路</p>	<p>番から8番及び17番から23番までの区域</p> <p>3 主たる事務所 東京都世田谷区砧六丁目22番11号</p> <p>4 代表者の氏名及び住所 河野英樹 東京都世田谷区砧八丁目7番2号</p> <p>5 変更があった事項及びその内容 代表者の氏名及び住所 鈴木清美 東京都世田谷区砧三丁目33番16号 プレイス・アイズ201</p>
<p><b>◎世田谷区告示第507号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年6月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区下馬三丁目37番26地先無番</p> <p>3 変更の区域 延長 7.70メートル 幅員 1.25メートル 面積 9.68平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年6月30日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第510号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年6月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区桜上水三丁目255番11の内</p> <p>3 変更の区域 延長 19.13メートル 幅員 0.98メートルから 1.05メートルまで 面積 19.38平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年6月30日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第512号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和2年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年6月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 45-27</p> <p>2 供用開始の区間 世田谷区瀬田五丁目165番25</p> <p>3 供用開始の区域 延長 7.07メートル 幅員 1.00メートル 面積 7.07平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年6月30日</p>
<p><b>◎世田谷区告示第508号</b> 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和2年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年6月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 13-G084</p> <p>2 一部を廃止する起終点 (旧) 世田谷区下馬三丁目37番1地先無番から37番25地先無番まで (新) 世田谷区下馬三丁目37番1地先無番から37番15地先無番まで</p> <p>3 廃止の期日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第511号</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第5号の規定により次のとおり告示する。 令和2年6月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 名称 砧町自治会</p> <p>2 区域 世田谷区砧二丁目5番から7番まで及び9番から12番まで、世田谷区砧三丁目27番から33番まで、世田谷区砧四丁目1番、2番、25番及び26番、世田谷区砧五丁目10番から25番まで、世田谷区砧六丁目2番から41番まで、世田谷区砧七丁目12番から18番まで、世田谷区砧八丁目1番から16番まで及び20番から32番まで、世田谷区千歳台一丁目13番から19番まで並びに世田谷区祖師谷一丁目1</p>	<p><b>◎世田谷区告示第513号</b> 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年6月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 11-D303-04</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代沢一丁目69番18の内</p> <p>3 変更の区域 延長 6.47メートル 幅員 0.15メートルから 0.17メートルまで 面積 1.04平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年6月30日</p>
		<p><b>◎世田谷区告示第514号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年6月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p>

# 世田谷区公報

- 2 変更の区間  
世田谷区太子堂三丁目30番9の内から30番6の内まで
- 3 変更の区域  
延長 7.89メートル  
幅員 0.17メートルから0.19メートルまで  
面積 1.46平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年6月30日

## 公 告

### ◎世田谷区公告第36号

建築協定の認可について  
建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定に基づき、次のとおり建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、この建築協定の協定書は、世田谷区世田谷総合支所街づくり課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称  
世田谷区桜丘3丁目松が根建築協定
- 2 目的  
建築物の敷地、位置、構造、用途、設備、形態及び意匠に関する基準を定め、緑豊かで良好な住環境の保全及び向上を図ることによって、区域住民が将来ともに生き生きと安心して暮らせる環境づくりを目指すことを目的とする。
- 3 建築協定区域(地名地番)  
東京都世田谷区桜丘三丁目2711番8、9、11、14、16及び20
- 4 建築協定区域隣接地の区域(地名地番)  
東京都世田谷区桜丘三丁目2710番4並びに2711番13、15、19、22、34及び35
- 5 協定事項  
建築物の敷地、位置、構造、用途、設備、形態及び意匠に関する基準
- 6 有効期間  
認可の公告のあった日から7年6か月間とする。ただし、有効期間満了3か月前までに、認可のあった協定区域における土地所有者等全員の合意があった場合には、当該期間満了日の翌日から起算して更に7年6か月間、1回に限り、同一条件により、この協定は更新されるものとする。

### ◎世田谷区公告第37号

個人情報保護制度の実施状況の公表について

世田谷区個人情報保護条例(平成4年3月世田谷区条例第2号)第48条の規定により、令和元年度の個人情報保護制度の実施状況を次のとおり公表する。

令和2年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 個人情報を取り扱う業務の登録及び処理の委託並びに個人情報の目的外利用及び外部提供の状況
  - (1) 業務登録件数 249件
  - (2) 外部委託件数 670件
  - (3) 目的外利用件数 499件
  - (4) 外部提供件数 556件

- 2 新たな個人情報の項目の電子計算機への記録の状況
  - (1) システム開発等に伴う新たな記録 8件
  - (2) 既存システムへの記録項目の追加 2件

- 3 保有個人情報の開示、訂正及び利用中止の請求の状況
  - (1) 保有個人情報の開示請求の状況及び保有個人情報の開示又は非開示等の決定の状況

実施機関	請求件数	処理状況						取下げ
		全部開示	一部開示	非開示	非開示	不存在	拒否等 存否応答	
区 長	81	24	46	8	0	8	0	3
教育委員会	10	2	7	1	0	1	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	91	26	53	9	0	9	0	3

- (2) 開示請求に対する決定期間延長の件数
  - ア 30日までの延長 13件
  - イ 30日を超える延長 2件
- (3) 訂正請求件数 0件
- (4) 利用中止請求件数 0件
- 4 その他
  - (1) 不服申立て件数 2件
  - (2) 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会への諮問件数
    - ア 収集禁止事項の収集 0件
    - イ 本人外からの収集 3件
    - ウ 外部委託 41件
    - エ 目的外利用 2件

- オ 外部提供 3件
- カ 電子計算機への記録 9件
- キ 回線結合 21件
- ク その他 1件

### ◎世田谷区公告第38号

情報公開制度の実施状況の公表について

世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号)第28条の規定により、令和元年度の情報公開制度の実施状況を次のとおり公表する。

令和2年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 行政情報の開示請求の状況及び行政情報の開示又は非開示等の決定の状況

実施機関	請求件数	処理状況						取下げ
		全部開示	一部開示	非開示	非開示	不存在	拒否等 存否応答	
区 長	736	184	499	23	2	20	1	30
教育委員会	25	6	14	4	0	4	0	1
選挙管理委員会	4	1	3	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
議 会	3	1	1	0	0	0	0	1
計	769	192	518	27	2	24	1	32

- 2 請求者内訳
  - 区内在住者 129人
  - 区内法人等 137団体
  - 区内在勤者 5人
  - 区内在学者 2人

- その他 496人
- 3 開示決定等の期間延長の状況
  - (1) 30日までの延長
    - 区 長 15件
    - 教育委員会 9件

選挙管理委員会	1件
監査委員	0件
農業委員会	0件
議 会	0件
計	25件
(2) 30日を超える延長	
区 長	4件
教育委員会	0件
選挙管理委員会	0件
監査委員	0件
農業委員会	0件
議 会	0件
計	4件
4 その他	
不服申立て件数	3件

**◎世田谷区公告第39号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。  
 令和2年6月1日  
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画公園事業第7・4・6号等々力溪谷公園
- 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 施行者の名称  
世田谷区
- 事務所の所在地  
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 事業地の所在  
収用の部分  
世田谷区野毛一丁目地内  
使用の部分  
なし

**◎世田谷区公告第40号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。  
 令和2年6月1日  
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画緑地事業第18号次大夫堀緑地
- 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 施行者の名称  
世田谷区
- 事務所の所在地  
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 事業地の所在  
収用の部分  
世田谷区喜多見五丁目地内  
使用の部分

なし

**◎世田谷区公告第41号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。  
 令和2年6月1日  
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画緑地事業第95号岡本わきみず緑地
- 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 施行者の名称  
世田谷区
- 事務所の所在地  
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 事業地の所在  
収用の部分  
世田谷区岡本二丁目地内  
使用の部分  
なし

**◎世田谷区公告第42号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。  
 令和2年6月1日  
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画緑地事業第96号岡本いこいのもり緑地
- 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 施行者の名称  
世田谷区
- 事務所の所在地  
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 事業地の所在  
収用の部分  
世田谷区岡本一丁目地内  
使用の部分  
なし

**◎世田谷区公告第43号**  
 開発行為に関する工事の完了公告  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 令和2年6月22日  
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区深沢八丁目	東京都中央区日本橋室町三丁目2

116番184	番1号
116番185	三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林清隆

**◎世田谷区公告第44号**  
 開発行為に関する工事の完了公告  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 令和2年6月24日  
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区給田二丁目653番1	東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野弘

告 示 (選)

**◎世田谷区選挙管理委員会告示第7号**  
 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。  
 令和2年6月1日  
 世田谷区選挙管理委員会  
 別紙省略

**◎世田谷区選挙管理委員会告示第8号**  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定における令和2年6月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。  
 令和2年6月1日  
 世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数	15,425
6分の1の数	128,540
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	195,206

**◎世田谷区選挙管理委員会告示第9号**  
 選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（第30条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別紙のとおり公表する。  
 令和2年6月1日

世田谷区選挙管理委員会  
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙におけるポスター掲示場を、「令和2年7月5日執行東京都知事選挙ポスター掲示場設置場所一覧表」の場所に設置する。

令和2年6月16日

世田谷区選挙管理委員会  
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和2年6月17日

世田谷区選挙管理委員会  
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定における令和2年6月17日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和2年6月17日

世田谷区選挙管理委員会  
50分の1の数 15,460  
6分の1の数 128,833  
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 195,499

◎世田谷区選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における各投票区の役票所を別紙一覧のとおり定める。

令和2年6月18日

世田谷区選挙管理委員会  
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項により準用される第39条の規定により、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における期日前投票所を、別紙一覧のとおり定める。

令和2年6月18日

世田谷区選挙管理委員会  
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を別紙一覧のとおり選任した。

令和2年6月18日

世田谷区選挙管理委員会  
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項により適用される第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7により適用される第24条第1項の規定により、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を別紙一覧のとおり選任した。

令和2年6月18日

世田谷区選挙管理委員会  
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙の開票の場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和2年6月18日

世田谷区選挙管理委員会  
1 開票場所 世田谷区立総合運動場体育館  
世田谷区大蔵4丁目6番1号  
2 開票日時 令和2年7月5日 午後9時

◎世田谷区選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和2年6月18日

世田谷区選挙管理委員会  
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における世田谷区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和2年6月18日

世田谷区選挙管理委員会  
1 場所 世田谷区選挙管理委員会室  
世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区民会館2階  
2 日時 令和2年7月2日 午後5時30分開始

◎世田谷区選挙管理委員会告示第20号

令和2年6月18日世田谷区選挙管理委員会告示第16号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更

した。

令和2年6月22日

世田谷区選挙管理委員会  
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第21号

令和2年6月18日世田谷区選挙管理委員会告示第15号にて告示した投票管理者の一部を次のとおり変更した。

令和2年6月23日

世田谷区選挙管理委員会  
以下省略

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第35回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和2年6月22日

世田谷区農業委員会会長

高橋昌規

- 1 開催日時 令和2年6月30日（火）午後3時
- 2 開催場所 世田谷区役所第2庁舎第4委員会室
- 3 審議事項  
(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について  
(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について  
(3) 第3号議案 その他の事項について

告 示（監）

◎世田谷区監査委員告示第5号

令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和2年6月3日

世田谷区監査委員 萩原賢一  
同 阿部能章  
同 山口裕久  
同 津上仁志

公益財団法人 世田谷区保健センター

1 指摘事項

公認会計士による会計書類調査において、平成30年度の消費税及び地方消費税に係る金額に誤りがあり、過少に申告・納付されていることが判明した。公益財団法人世田谷区保健センターでは、直ちに税額の再計算を行い、当該年度の修正確定申告及び追加納付を行ったことを確認したが、税の申告に当たって、税額の算定等に誤りがないよう、正確な事務処理をすること。  
また、公益財団法人世田谷区保健センターの会計に関する事務処理が、数多くの事業部門別に区分され、さらに事業部門の中に区の指定管理に係る業務とその他の業務の区分があるため、非常に複雑な体系となっている。このため、公認会計士による会計書類調査の際、指定管理に関する業務の収支の調査に必要な資料を抽出し、集計することが容易にできない状況があった。会計事務の正確性や職員の作業負荷の軽減等の観点から、より、簡易かつ迅速に抽出できるよう事務処理を改善すること。

2 指摘事項等に対する措置状況

指摘の税の申告に当たっては、税額の算定等に誤りがないよう、正確な事務処理をすることについては、最終確認を経理担当職員1名で行ったことにより、数字の誤りに気付かなかったことに起因している。今後はこのようなことが発生しないよう、複数人による確認を徹底する。  
指摘の会計に関する事務処理を簡易かつ迅速に抽出できるよう改善することについては、公益法人の財務会計システムが、公益事業と収益事業の各事業の数字を把握することを機能としており、区指定管理事業の区分を一括出力するよう仕様がなっていないことから生じている。システム改修を行うことは経費的に困難なため、区指定管理事業に係る集計表等を作成し、決算業務や区の報告資料の作成が容易になるよう改善を図る。

アイカタ株式会社

1 指摘事項

区が支出した認証保育所の運営に関する補助金のうち、保育士等処遇改善助成金の交付申請において、当該助成金の対象職員の要件となる「1日6時間以上かつ月20日以上勤務していること」を満たしていない職員が、平成30年4月分の申請時に含まれていた。  
また、認証保育所運営費補助金においても、補助金の交付額には影響はなかったが、平成30年度の認証保育所運営費補助金交付申請書に添付された平成30年4月1日現在の「認証保育所職員名簿」に、育児休業中により同月初日に在籍していない職員が記載されていた。  
補助金の交付に当たり、算定の基礎となる対象職員等を正確に把握し、補助金の額に誤りがないよう、確認を徹底すること。

2 指摘事項等に対する措置状況

指摘の保育士等処遇改善助成金は、交付申請書類と施設が作成した「認証保育所職員名簿」及び雇用契約書、保育士資格証により在籍を確認したうえで交付決定している。補助金請求にあたっては、給与明細、賃金台帳等により当該補助金が対象者に支給されていることを確認のうえ支払っている。  
本件の対象職員については、4月1日現在「認証保育所職員名簿」に育児休業中であり対象要件を満たしていないにも関わらず「1日6時間以上かつ月20日以上勤務」する職員として記載されていたため、対象者として補助金を交付した。事業者も有給休暇の取得により4月中旬からの勤務であったとの認識により申請したと説明を受けたが、改めて調査したところ有給休暇の取得は錯誤であり、育児休業中であることが判明したため当該職員分の補助金について、事業者に戻還を求め、返還したことを確認した。  
今後は、事業者に対し、当該補助金の制度の主旨及び留意点、手続き方法について周知徹底するとともに、休業者がいる場合には、休業期間を確認できる資料の追加提出を求め、確認するよう改善を図る。